

平成の精神保健福祉をとりまく歴史・出来事

平成5年 心身障害者対策基本法が障害者基本法に改正され、精神病患者が初めて障害者と位置付けられ、精神障害者に対する福祉が法的に認められることとなった

平成7年

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）が平成7年7月1日施行

- ・「自立と社会経済活動への参加」が法の目的になった
- ・社会適応訓練事業が整備された、精神保健福祉手帳が創られた、等

平成11年

精神保健福祉法の改正

- ・（平成12年4月1日施行）医療保護入院のための移送制度が創られた、等
- ・（平成14年4月1日施行）精神障害者居宅生活支援事業（ホームヘルプ、ショートステイ、グループホーム）が整備された（市町村が実施主体）、手帳・通院医療等の申請窓口が市町村になる

平成15年

心神喪失者等医療観察法制定（施行は平成17年）

- ・精神障害のため善悪の区別がつかない等刑事責任を問えない状態で、重大な他害行為を行った人に適切な医療を提供し、社会復帰を促すことを目的とした

平成16年

精神保健医療福祉の改革ビジョンが提示される

- ・社会的入院（約7万人）の10年後解消を目指すことを示し

平成17年

障害者自立支援法成立（平成18年4月1日施行及び、一部10月1日施行）

- ・市町村を中心に、3障害（身体・知的・精神）一元化したサービスが提供され、サービスを利用する障害者本人もサービスの利用量に応じて自己負担が求められることになった、等

精神保健福祉法の改正

- ・「精神分裂病」が「統合失調症」に呼び名が変わった

(平成18年4月1日施行)

- ・障害福祉サービスが身体・知的・精神障害者に共通・平等になった、等

(平成18年10月1日施行)

- ・精神障害者福祉手帳に写真を貼ることになった

障害者権利条約が国連議会で採択(日本は翌年条約に署名したが、批准にはならず)

平成23年

障害者基本法の改正

- ・障害者の定義等を改めた

平成24年

障害者虐待防止法施行

- ・障害者に対する虐待の禁止、予防及び早期発見等定められた

平成25年

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)施行

- ・障害者自立支援法を改めて障害者総合支援法が成立
- ・障害者の範囲に難病等が追加、障害福祉サービスの対象となった、等

精神保健福祉法の改正

精神障害者の医療の提供を確保するための指針の策定

(平成26年4月1日施行)・保護者制度の廃止、医療保護入院の見直し

(平成28年4月1日施行)・精神医療審査会委員構成の見直し

障害者差別解消法成立(6月に成立し、平成28年4月施行)

障害者権利条約の批准を国会で認め、平成26年1月障害者権利条約が結ばれた

引用元：ぴあ☆はうすにゅーす99号より孫引き 原出典は高知県庁HP